

## 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正に関する意見募集について

東京都は、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 25 年 7 月施行）において、自転車の利用に関し、東京都、自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進することとしています。自転車が関連する近年の交通事故の発生状況等を受け、本年 5 月に、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて求められる対策等を検討するため、「自転車の安全で適正な利用の促進に向けた専門家会議」を設置し、意見交換してきました。

この度、本専門家会議での意見を踏まえ、更なる自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正を検討しています。

つきましては、都民等の皆様から幅広く御意見を募集することとしましたので、お知らせします。

### 1 意見募集の対象

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正について（案）

（別紙参照）

### 2 意見募集期間

令和元年 7 月 9 日（火曜日）から 8 月 2 日（金曜日）まで

### 3 閲覧方法

インターネット及び都民情報ルーム（都庁第一本庁舎 3 階北側）での閲覧ができます。

<インターネット掲載箇所>

東京都トップページ⇒「あなたの声をお寄せください」⇒「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正に関する意見募集について」

### 4 意見提出方法

電子メール、ファクス又は郵送で御提出ください（郵送は締切日消印有効）。

なお、電話による受付はいたしません。

必要とする記載事項

- ・ 個人の場合 氏名、住所（区市町村名まで御記入ください）、年齢
- ・ 法人の場合 法人名、所在地（区市町村名まで御記入ください）、業種

※ 郵送、ファクス、電子メールの件名は、「東京都自転車安全利用条例への意見」として  
てください。

## <電子メールの場合>

以下のメールアドレスまでテキスト形式で御提出ください。

S1060104(at)section.metro.tokyo.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。

## <ファクス又は郵送の場合>

ファクス：03-5388-1217 ※ 番号の誤りに御注意ください。

郵送：〒163-8001 東京都 都民安全推進本部 総合推進部

交通安全課 意見募集担当

## 5 留意事項

- (1) 御意見は日本語で記載してください。
- (2) 御提出いただいた御意見につきましては、個人情報を除き、公開することがあります。
- (3) いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。
- (4) ファクス番号、メールアドレス等はお間違えのないよう、お願いいたします。
- (5) 電子メールは、テキスト形式で御提出ください。データファイル等を添付された場合、情報セキュリティの都合上、メールを開くことができない場合があります。
- (6) メールアドレス等、電子機器の性質上得られた個人情報に関するデータは、個人情報の漏洩防止のため消去いたします。

## 6 参考（意見募集の対象ではありません。）

現行の条例等に関する資料は、次のサイトを御覧ください。

- ・東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例  
<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-jourei/index.html>
- ・東京都自転車安全利用推進計画  
<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-keikaku/index.html>
- ・自転車の安全で適正な利用の促進に向けた専門家会議  
<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyousokushin/jitensha-senmonka31/index.html>

## 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正について（案）

### 1 改正の考え方

現行の条例において、自転車利用者等に対して自転車損害賠償保険等への加入を努力義務としているが、自転車損害賠償保険等への加入を義務化した他府県と比較すると、加入率が低い状態にある。

近年、都内の自転車関連事故件数が増加傾向となっていることや、自転車利用者が加害者となる事故において、加害者側に高額な損害賠償命令が出ていることや、地方公共団体による自転車損害賠償保険等への加入義務を規定した条例制定をサポートするという国の方向性等を踏まえ、自転車の利用者等に対する自転車損害賠償保険等への加入を促進するための規定を整備する。

### 2 主な内容

#### (1) 自転車損害賠償保険等への加入等

- 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加する。(努力義務から義務へ)
- 保護者は、監護する未成年者による自転車の利用に対して自転車損害賠償保険等に参加する。(義務)
- 自転車使用事業者は、事業活動において自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に参加する。(努力義務から義務へ)
- 自転車貸付業者は、貸付の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加する。(義務)

#### 【改正の考え方】

- ・ 現行条例においては、自転車利用者及び自転車使用事業者に対し、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置を講じる努力義務規定があるが、より一層の自転車の安全利用を推進していくため、自転車利用者、未成年者を監護する保護者、自転車使用事業者及び自転車貸付業者に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける。

#### (2) 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

- 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する。  
また、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供する。  
(努力義務)
- 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する。  
また、従業者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供する。(努力義務)
- 自転車貸付業者は、その借受人に対し、自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供する。(努力義務)

**【改正の考え方】**

- ・ 現行条例では、自転車小売業者に対し、自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報を提供する努力義務規定があるが、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車小売業者、事業者及び自転車貸付事業者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認等する努力義務を規定する。

**(3) 自転車損害賠償保険等に関する情報提供等**

- 都は、関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じる。(努力義務)
- 学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒等に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供する。(努力義務)

**【改正の考え方】**

- ・ 自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、都及び学校の設置者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報提供する努力義務を規定する。